

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	本改正案には立法事実がない。 本改正案の背景、理由、目的の記載がない。	本改正案は、「短期滞在」の在留資格に伴う在留期間について、現行の枠組みを維持する一方で、一部の外国人について弾力的な在留期間の決定を行う必要があることから、見直しを行おうとするものです。
2	本改正案は、従来の１５日、３０日、９０日の枠組みを実質的に解体し、広範な裁量に置き換える内容であり、問題である。	本改正案は、「短期滞在」の在留資格に伴う在留期間について、現行の枠組みを維持する一方で、一部の外国人について弾力的な在留期間の決定を行う必要があることから、見直しを行おうとするものであり、御指摘のように、従来の枠組みを解体し、広範な裁量に置き換えるものではありません。
3	法務大臣の裁量を追加する必要がない上、恣意的な運用を懸念する。	本改正案は、「短期滞在」の在留資格に伴う在留期間について、現行の枠組みを維持する一方で、一部の外国人について弾力的な在留期間の決定を行う必要があることから、見直しを行おうとするものです。御意見も踏まえつつ、適切な運用に努めてまいります。
4	外国人の受入れや滞在を緩和するものであり反対する。	本改正案は、「短期滞在」の在留資格に伴う在留期間について、現行の枠組みを維持する一方で、一部の外国人について弾力的な在留期間の決定を行う必要があることから、見直しを行おうとするものであって、御指摘のように外国人の受入れ拡大等を意図したものではありません。
5	在留期間を柔軟に指定できる今回の改正を活用し、必要最小限の在留期間の決定を徹底すべきである。	御意見も踏まえつつ、適切な運用に努めてまいります。
6	本改正案は、法務大臣が理由なく滞在者の在留期間を変更できることとするものであり、反対する。	本改正案は、「短期滞在」の在留資格に伴う在留期間について、法務大臣が個々の外国人について９０日を超えない範囲内で日を単位とする期間を指定する場合には、当該期間を決定できることとするものであり、御意見のとおりのものであるものではありません。

7	「法務大臣が個々の外国人について九十日を超えない範囲内で日を単位とする期間を指定する場合にあつては、当該指定する期間」の文言のみで足り、「九十日、三十日又は十五日」の３パターンの在留期間を残す必要はないと考える。	「短期滞在」の在留資格は、本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族訪問等、本邦において行うことができる活動は非常に多様であり、滞在期間も様々であることから、あらかじめ在留期間に係る一定の目安として、「九十日、三十日又は十五日」の期間を設けて法令上明確化することにより、外国人においては、決定される在留期間の予測が可能となることはもとより、入国審査官においても、在留期間の判断に迷うことなく上陸審査や在留審査等を迅速かつ効率的に行うことができることとなるため、これらの期間についても引き続き規定することとするものです。
8	受入れ最大日数は、最低でも３６５日以上とすべきである。	本改正案は、「短期滞在」の在留資格に伴う在留期間について、現行の枠組みを維持する一方で、一部の外国人について弾力的な在留期間の決定を行う必要があることから、見直しを行おうとするものであり、御指摘のように在留期間の上限を引き上げるものではありません。
9	在留期間をより細かく個別判断することになれば、審査・運用に携わる職員の負担が増加することを懸念する。制度の円滑な運用のために、判断基準を可能な範囲で明確化するとともに、地方出入国在留管理局への適切な権限委任や、十分な人員・体制の整備を進め、公平かつ迅速な審査が行えるよう配慮すべきである。	御意見も踏まえつつ、適切な運用に努めてまいります。
10	「短期滞在」の在留資格に伴う在留期間を決定する法的根拠は何か。	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第２条の２第３項により、本邦に在留する外国人が在留することができる期間は、各在留資格について、法務省令で定めることとされています。
11	本改正案により「短期滞在」の在留資格に伴う在留期間を１日と決定することができることとなるため反対する。	現行の出入国管理及び難民認定法施行規則別表第二の短期滞在の欄においても「十五日以内の日」と定めており、本改正案は「短期滞在」の在留資格に伴う在留期間の下限を変更するものではありません。

12	「日を単位とする」との文言は、意味が理解できず不適当である。	「日を単位とする」とは月及び時間を単位とするのではなく、「九十日」などと日を単位とするというものであり、法令上、問題はないものと考えています。
13	90日を超えて本邦に在留する場合の罰則規定の制定が必要である。	在留期間を経過して本邦に残留する場合には、入管法第70条第1項第5号より罰則の対象となります。
14	本改正案は、実態に応じた柔軟な在留管理につながるものであり、賛成する。	御意見も踏まえつつ、適切な運用に努めてまいります。
15	そもそも「短期滞在」の在留資格を与える必要はあるのか。	「短期滞在」の在留資格は出入国管理及び難民認定法別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に規定されているとおり、「本邦に短期間滞在して行う活動、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動」を行おうとする外国人に対して決定されるものです。このように「短期滞在」の在留資格で本邦において行うことができる活動は非常に多様で、滞在期間も様々であり、この在留資格で在留する外国人は多数に及ぶため、「短期滞在」の在留資格を付与しないこととするとは考えておりません。
16	「短期滞在」の在留資格に伴う在留期間を更に短縮すべきである。	本改正案は、「短期滞在」の在留資格に伴う在留期間について、現行の枠組みを維持する一方で、一部の外国人について弾力的な在留期間の決定を行う必要があることから、見直しを行おうとするものであり、御指摘のように在留期間の上限を引き下げることは考えておりません。
17	本改正案については、単に「短期滞在」の在留資格に伴う在留期間の決定を柔軟化するだけでなく、その目的、判断基準、濫用防止措置、在留管理への影響の検証方法を明確にし、公表した上で実施することを求める。	本改正案は、現行の枠組内において一部の外国人を対象とするものであり、これまでの運用に則して適切に運用することが可能であるため、新たに判断基準等を定め、公表することは考えておりません。

18	本改正案は、手続の簡素化を行うものであり、反対である。	本改正案は、「短期滞在」の在留資格に伴う在留期間について、現行の枠組みを維持する一方で、一部の外国人について弾力的な在留期間の決定を行う必要があることから、見直しを行おうとするものであって、手続の簡素化を行うものではありません。
19	90、30、15日以外の在留期間も、候補として例示すべきである。	本改正は、「短期滞在」の在留資格に伴う在留期間について、現行の枠組みを維持する一方で、一部の外国人について弾力的な在留期間の決定を行う必要があることから、見直しを行おうとするものであって、法務大臣が個々の外国人について90日を超えない範囲で日を単位とする期間を指定する場合以外の場合について、90日、30日又は15日以外の期間が決定されることはなく、そのような期間を「候補として例示」することとはならないものと考えています。
20	さらなる制度強化及び厳格化を求める。	本改正案は、「短期滞在」の在留資格に伴う在留期間について、現行の枠組みを維持する一方で、一部の外国人について弾力的な在留期間の決定を行う必要があることから、見直しを行おうとするものであり、制度の厳格化を図るものではありませんが、御意見も踏まえつつ、適切な運用に努めてまいります。
21	外国人に対して管理を強化するものであり反対する。	本改正は、「短期滞在」の在留資格に伴う在留期間について、現行の枠組みを維持する一方で、一部の外国人について弾力的な在留期間の決定を行う必要があることから、見直しを行おうとするものであり、外国人に対する出入国在留管理の強化を図るものではありませんが、御意見も踏まえつつ、適切な運用に努めてまいります。
22	在留期間を外国人に自由に選択させたいという理由からの改正は不適切である。	本改正案は、「短期滞在」の在留資格に伴う在留期間について、現行の枠組みを維持する一方で、一部の外国人について弾力的な在留期間の決定を行う必要があることから、見直しを行おうとするものであって、現行制度上においても、外国人が在留期間を自由に選択することはできません。
23	本改正案により、難民認定申請者の地位が不安定になることを懸念する。	本改正案は、「短期滞在」の在留資格に伴う在留期間について、現行の枠組みを維持する一方で、一部の外国人について弾力的な在留期間の決定を行う必要があることから、見直しを行おうとするものであって、難民認定制度に関連するものではありません。